

日本の高等教育の再構築へ向けて〔Ⅱ〕
： 16の提言

《大学生の質の保証—入学から卒業まで—》

2004年3月

社団法人日本私立大学連盟
教育研究委員会
教育研究分科会

日本の高等教育の再構築へ向けての16の提言

I. 入試改革:入学者選抜の改善

- 【提言 1】 大学入試センター試験の活用へ向けた改善
- 【提言 2】 成績調査書の利用の研究
(推薦入試・AO型入試において、入学者の質を保証する仕組みの検討)
- 【提言 3】 日本私立大学連盟全体の方向性の策定

II. 入学時の質の保証から卒業時の質の保証へ

- 【提言 4】 入口管理から出口管理へのパラダイムシフト:卒業資格認定の厳正化
- 【提言 5】 定期的な達成度評価と柔軟な大学間トランスファー制度の導入
- 【提言 6】 卒業時の共通試験の導入
- 【提言 7】 教育内容の充実:
組織的教育の推進と共通のミニмум・リクワイアメントの設定
- 【提言 8】 「卒業定員」の設定

III. 学生の達成度評価とミニмум・リクワイアメントの標準化

- 【提言 9】 各研究・教育分野でのミニмум・リクワイアメントの策定
- 【提言 10】 厳正な成績評価体制の確立
- 【提言 11】 大学教育の組織的な取り組み

IV. 大学初期教育課程の再編と入学前教育ーリメディアル教育からの転換

- 【提言 12】 高大連携協議会の設置
- 【提言 13】 入学前教育の施行
- 【提言 14】 大学(初期)教育課程の再編

V. 教員の意識改革の必要性和絶えざるFD活動

- 【提言 15】 大学内におけるFDセンターの設置とその絶えざる充実
- 【提言 16】 FD活動の中心的要素としての、学生による「授業評価」の活用

日本の高等教育の再構築へ向けて〔Ⅱ〕：16の提言 《大学生の質の保証－入学から卒業まで－》

目 次

日本の高等教育の再構築へ向けての16の提言

背景と経緯	1
I. 入試改革：入学者選抜の改善	4
1. 大学入学を取り巻く現状	
(1)ゆとり教育と私立大学入試の功罪	
(2)私立大学を取り巻く状況	
(3)国立大学の入試改革	
(4)入学試験の負担とリスク	
2. 提言	
【提言 1】 大学入試センター試験の活用へ向けた改善	
【提言 2】 成績調査書の利用の研究 (推薦入試・AO型入試において、入学者の質を保証する仕組みの検討)	
【提言 3】 日本私立大学連盟全体の方向性の策定	
II. 入学時の質の保証から卒業時の質の保証へ	8
1. 大学生の質の保証	
(1)大学入学者の多様化	
(2)入試の適正化	
(3)大学の責務としての質の保証	
2. 提言	
【提言 4】 入口管理から出口管理へのパラダイムシフト：卒業資格認定の厳正化	
【提言 5】 定期的な達成度評価と柔軟な大学間トランスファー制度の導入	
【提言 6】 卒業時の共通試験の導入	
【提言 7】 教育内容の充実：組織的教育の推進と共通のミニマム・リクワイアメントの設定	
【提言 8】 「卒業定員」の設定	

Ⅲ. 学生の達成度評価とミニマム・リクワイアメントの標準化 …………… 11

1. グローバル・スタンダードとミニマム・リクワイアメント

- (1) グローバル・スタンダード
- (2) 先駆的試み: 医学系のミニマム・リクワイアメント
- (3) その他の学系でのミニマム・リクワイアメント

2. 提言

- 【提言 9】 各研究・教育分野でのミニマム・リクワイアメントの策定
- 【提言 10】 厳正な成績評価体制の確立
- 【提言 11】 大学教育の組織的な取り組み

Ⅳ. 大学初期教育課程の再編と入学前教育

—リメディアル教育からの転換 …………… 15

1. 大学入学者の現状

- (1) 大学入試の現状と大学教育へ及ぼす影響
- (2) リメディアル教育の現状

2. 提言

- 【提言 12】 高大連携協議会の設置
- 【提言 13】 入学前教育の施行
- 【提言 14】 大学(初期)教育課程の再編

Ⅴ. 教員の意識改革の必要性と絶えざるFD活動 …………… 18

1. 大学教育と教員の現状

- (1) 大学のユニバーサル化
- (2) 情報化と大学
- (3) 教員の意識改革

2. 提言

- 【提言 15】 大学内におけるFDセンターの設置とその絶えざる充実
- 【提言 16】 FD活動の中心的要素としての、学生による「授業評価」の活用

まとめ …………… 20

委員名簿

背景と経緯

大学の潜在的入学者の指標である 18 歳人口は、平成 4 年（1992 年）の 205 万人を頂点として減少を続け、平成 15 年（2003 年）にあっては、145 万人にまで減少した。平成 21 年（2009 年）にはその数は 121 万人となり、大学進学率の上昇にもかかわらず、大学を選ばなければ入学希望者全員がいずれかの大学に入学できるという、いわゆる大学全入時代が到来すると予測されている。このような状況が進展する中、大学は学生の履修歴や学力の多様化の問題に直面し、ことに平成 3 年（1991 年）の大学設置基準の大綱化を受けて、各大学ともに、主として教育面の強化・充実を図る様々な改革に着手してきた。

しかし、このような、大学を取り巻く全般的な環境の変化に対応するにあたって、個々の大学の努力には自ら限界があることは明らかであり、本連盟教育研究委員会は、平成 14 年 4 月、教育研究分科会を新たに発足させて、加盟大学の今後の改革に資することができるよう、日本のみならず、世界の高等教育の現状とその行方を見定めながら集中的に審議を行って、問題を整理し、日本の高等教育の再構築を目指して、今後の方策を提言することを計画した。

こうして、本委員会は、平成 15 年 3 月、『日本の高等教育の再構築へ向けて〔I〕—その課題を問う—』と題したレポートをとりまとめ、これを加盟大学へ配付した。内容は多岐にわたっているが、その概要は、おおよそ以下に示す章題から読み取ることができよう。

1. わが国の初等中等教育と高等教育—その課題と問題点—
2. 教育の達成度と質の保証
3. 教育課程の構築と課題
4. 大学教員の意識改革と FD
5. フランスとアメリカの大学入試制度・大学制度

同年、6 月 11 日にはホテルグランヴィア京都において、第 1 回教育研究協議会を開催し、同レポートの骨子を説明するとともに、高大連携のあり方や、大学教育のさらなる改革について加盟大学およびその附属高校の教職員の方々と意見交換を行った。

このとき問題となったのは、まとめて言えば、大学教育の質を保証するための方途をいかに案出するかであり、わが国の初等中等教育、とりわけ後期中等教育の現状に鑑みると、有機的な高大連携が、大学入試制度の見直し、大学初期教育の再編を含めて必要ではないかという問題意識が醸成された。こうして、現状を改善するにふさわしい教育課程の構築、教育達成度と質を保証する評価のあり方、教員の意識改革と FD 等に関わる問題点が抽出され、フランスおよびアメリカとの比較から、わが国の高等教育の抱える基本的な問題点が抽出されるに至ったのである。

しかし、平成 14 年度の審議レポートは、現在の高等教育に見られる問題点を整理し提示することに留まっており、本委員会には、その改善策について具体的な提言を行い、加盟大学の教育改善に資するという任務が残されたままであった。

そこで、本委員会は、第 1 回教育研究協議会における議論を参考にしつつ、教育研究分科会を中心としてさらに議論を深め、平成 15 年 11 月に平成 15 年度レポートの中間まとめ（『日本の高等教育の再構築へ向けて〔Ⅱ〕：大学卒業生の質の保証を考える―高大連携の視点を中心として―』）を作成して、全加盟大学に配付した。またこれを資料として、12 月 10 日、アルカディア市ヶ谷において、第 2 回教育研究協議会を開催し、関係教職員の方々とさらに議論を進めた。協議会における種々のご意見や実践報告は、いずれも貴重なものであり、これらは委員会において真摯に検討され、本レポートの作成に至ったものである。

本レポートで取り上げる種々の問題については、すでに大学審議会や中央教育審議会で審議され、いくつもの答申が提出されてきた。直接的な関わりを持っているのは、『21 世紀の大学像と今後の改革方針について―競争的環境の中で個性が輝く大学』（平成 10 年、大学審議会答申、以下『21 世紀の大学像』と略記）、『初等中等教育との接続の改善について』（平成 11 年、中央教育審議会答申、以下『接続の改善』と略記）、『グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について』（平成 12 年、大学審議会答申、以下『グローバル化』と略記）、『大学入試の改善について』（平成 12 年、大学審議会答申、以下『入試の改善』と略記）である。これらの答申に述べられた施策の中で、本レポートに関与するものは、適宜、本文中該当箇所而言及するが、このような諸施策の提言にもかかわらず、高等教育の現場では、今日に至るまで、抜本的な解決や改善を見ないままであるのは、憂慮すべき事態であると言えよう。

さらに国は、平成 13 年 2 月、新たに中央教育審議会を組織して、多方面にわたる教育改革について審議させてきた。平成 15 年 3 月 20 日、『新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について』という中教審答申は、その一応の集大成であると言ってよいだろう。同答申「第 1 章 教育の課題と今後の教育の基本的方向」は、日本社会は、自信喪失感や閉塞感の広がり、倫理観や社会的使命感の喪失諸多の症候を呈して危機に直面しており、教育もまた、これまでの改革にもかかわらず、青少年の自律心や学ぶ意欲の低下に歯止めをかけることができず、危機的状況に陥っていると慨嘆する。さらに、教育を根本的に再構築し、「21 世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成」を目指すことが肝要であるとして、次の 5 つの目標の実現に取り組むと述べている。

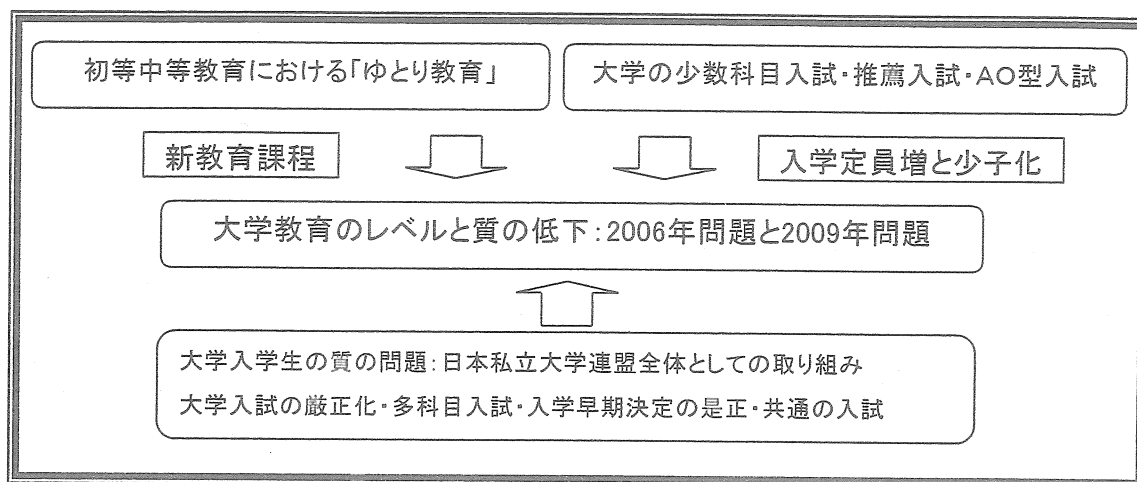
- ①自己実現を目指す自律した人間の育成
- ②豊かな心と健やかな体を備えた人間の育成
- ③「知」の世紀をリードする創造性に富んだ人間の育成
- ④新しい「公共」を創造し、21世紀の国家・社会の形成に主体的に参画する日本人の育成
- ⑤日本の伝統・文化を基礎として国際社会を生きる教養ある日本人の育成

これを受けて、平成15年5月、文部科学省は、『教育の構造改革一画一と受身から自立と創造へ』と題するパンフレットを作成して各方面に配布し、国の教育姿勢を明らかにしようとしている。ここでは、初等中等教育、高等教育を通じて、1.「個性」と「能力」の尊重、2.「社会性」と「国際性」の涵養、3.「選択」と「多様性」の重視、4.「公開」と「評価」の推進が強調されている。ちなみに、「特色ある大学教育支援プログラム」の実施と法科大学院等の専門職大学院の創設は第1項の中で、「21世紀COEプログラム」の推進は第3項で取り上げられている。国立大学の改革、すなわち、平成16年度に予定されている法人化と、すでに着手された再編・統合も、私立大学の振興と併せて、第3項に挙げられている。

このような国の改革姿勢の大綱に対して異論の余地はない。しかし、国公私立大学のイコール・フッティング（競争条件の整備と競争機会の均等）が達成される保証のないまま、国立大学法人化が進められようとしている現状に鑑みると、国の推進する教育改革が、果たして全国のすべての教育機関を巻き込んで公平に実施することができるかどうかについて、疑念を感じざるを得ないことも確かである。私学は今、受身の姿勢から脱却して、その存在意義をかけて、日本の教育の現状に正面から向き合い、これを独自の方向性をもって改革し、日本社会をリードする立場に立つべきであろう。文部科学省の統計によれば、平成15年度の大学在学学生278万6,032人のうち、私立大学在学学生は204万7,840人を数え、実に全大学生の73.5%にも及んでいるという事実を重視しなければならない。

本レポートは、中教審の答申や、国の改革指針のような大所高所からの提言ではない。むしろ、教育現場で生じている今日の問題の検討から発して、大局へ繋げようとする、日常的な改善と改革の提言である。各加盟大学で行われている教育改革の議論の参考に供すことができ、また、その基調に賛同が得られ、加盟大学が同じ歩調で改革への歩みを進ませることができるならば、これに優る喜びはない。

I. 入試改革：入学者選抜の改善



1. 大学入学を取り巻く現状

初等中等教育における 20 年にわたる「ゆとり教育」と、大学入学者選抜における少数科目化と推薦入試の推進は、大学教育のレベルと質を維持することを困難なものにしてきた。これに、入学定員数の量的な拡大も加わった結果、どの大学も、その教育のレベルと質を維持するのに苦慮しているのが現状である。問題の本質を別の言葉で言い換えれば、諸大学は、1990 年代初頭における 18 歳人口 200 万人時代の入学定員と教育体制を維持したまま、あるいは大学や学部の新設に伴い、かえって入学定員を増加させつつ、18 歳人口 120 万人時代を迎えようとしている、ということである。これは、かつて熾烈であった受験状況を大幅に解消し、大学への進学を容易にしているという、社会的にはプラスの側面を持つ一方、従来は大学に入学できなかった低学力の者をも大学で引き受けなければならないという、教育上困難な問題を生じさせている。さらに、次項で述べるような初等中等教育における全般的な基礎学力の低下が、この問題を一層重篤なものとしていると、考えざるをえない。今後の急激な少子化の流れの中で、この状況はさらに深刻になることが予測される。

(1) ゆとり教育と私立大学入試の功罪

考える力あるいは創造力を重視するという「ゆとり教育」の理念自体を否定する者はいないだろう。しかし、それを実現する具体的かつ合理的な手段を何も持たないまま、単なる理念先行の教育が 20 年も続いたことが、「ゆとり教育」に大きな問題を残すことになった（その結果として生じたと思われる大学生の学力低下に関する具体的な例については、戸瀬信之・西村和雄『大学生の学力を診断する』2001 年、岩波新書を参照されたい）。しかも、高校においては 2003 年度から新教育課程が導入されることによって、この問題は一層深刻になり、大学は 2006 年度において、これまで以上に学力低下が懸念される新入学生を受け入れなければならなくなっている。

大学入学希望者数と入学定数の間のギャップが大きかった 20 年前、大学入学は、受験戦争とも呼ばれるほど激しい競争の中にあった。大学入試合格率が全受験生の 50% 前後という、かつての過酷な状況の中で、私立大学が入学定員を拡大し、また少数科目入試を導

入したのは、経営戦略にのみ端を発するものではなく、社会の批判に応えその改善を図ろうとしたからであった。この問題の解決に果たした私立大学の寄与は国立大学と比べることができないほど大きかったことは事実である。しかし、量的な拡大が一段落して少子化が進む中で、卒業生の質・大学教育の質の充実が望まれるようになってきたことを考えると、従来の少数科目入試等の施策について考え直す時期にきているのではないかとと思われる。

しかるに、多くの大学は、大学全入時代、いわゆる 2009 年問題に直面して、これまでの体制を死守したまま、入学生の早期獲得を意図して、推薦入試や AO 型入試の比率を高くしている。このような傾向は、特に高校 3 年生後期における勉学のモチベーションを低下させているばかりでなく、大学入学後の教育を困難にしていることを考えなければならない。

(2)私立大学を取り巻く状況

ひるがえって、国立大学の状況を見ると、平成 16 年から独立行政法人化することによって、国立大学は経営の自由度をより高めることが予想される。その結果、私立大学はいやがおうにも競争に巻き込まれることになる。2002 年度、2003 年度と相次いで公募され、その採択結果が発表された「21 世紀 COE プログラム」のように大学の研究の質が評価される時代にもなってきた。中期的には入学者の質および在学者に対する教育の質は、大学の研究の質に関係する。このことは研究型大学を志向する場合は特に著しい。他方、ロースクールをはじめとして行政大学院、アカウンティング・スクールなどの専門職大学院への進学実績を通して、入学者と大学教育の質が社会的な評価を受ける時代になる。このような状況において、私立大学の舵取りは困難を極めるであろう。入学者の量的な確保のみを考えて、少数科目入試・推薦入試・AO 型入試を推進するならば、入学者の質を維持することが難しくなり、教育・研究両面において大学としての質を確保することが困難になろう。その改善を目指して、個別の大学が入学選抜のための入試科目を増やすなどの施策を抜け駆け的に行っても効果的でないばかりか、かえって受験者数の減少という大きなリスクを抱えることになる。そのため、本連盟全体の方向性を打ち出すことが大事なのである。

(3)国立大学の入試改革

国立大学協会（国大協）は平成 12 年（2000 年）9 月に「国立大の一般入試では平成 16 年度以降、大学入試センター試験で 5 教科 7 科目を課すべきだ」とする見解をまとめた。実際、文部科学省が平成 15 年 8 月に発表したところによると、平成 16 年度入試で社会か理科のいずれかを 2 科目にする「5 教科 7 科目」入試が学力低下への対策として増加し、国公立大の入学総定員約 12 万人のうち、半数以上の約 6 万 6,700 人（56%）がこの「5 教科 7 科目」入試の対象となった。このように国公立大学における入試改革は、明らかに、入試科目を幅広く課す方向に向かっている。この傾向は、私立大学においても入試科目を増加させるチャンスとなる。さらには、マクロ的に見ると、国公立大学と私立大学を併願する一定の層の学力を向上させることも期待できる。

センター試験の科目数を増やすことに加えて、二次試験に関しても入試科目数および内容を強化する動きもある。平成 15 年度から高等学校における新学習指導要領が実施されたことに伴い、各国立大学が平成 18 年度（2006 年度）入試の実施要領を公表しつつある。

その中で京都大学は、詳細な入試要綱を公表して、学習指導要領の範囲を越える内容から出題を行うことを受験生に周知している。例えば、数学Ⅱの学習指導要領では、微分するのが三次関数、積分するのが二次関数までという制限が課されているが、一般次数多項式の微分積分を出題するとしている。さらに、文系学部において従来は数学Ⅰを出題範囲とすることはなかったにもかかわらず、2006年度入試から出題範囲に加えるとしているのである。

(4) 入学試験の負担とリスク

過去 10 年間、私立大学は様々なタイプの大学入試を開発し、一学部が何度も入学試験を行うことによって受験者を集めることを競ってきた。経営上の戦略として、この傾向はある程度許容されるであろうが、危険が潜んでいることを注意したい。最近、入学試験に関して出題ミス・事務上のミスが多数報道されてきたことがその現れである。このことは、国公私立大学を問わず、大学教育の大綱化に伴う教養部解体の結果、入学試験作成のプロ集団が消滅したからだという分析もある。他方、度重なる入学試験の負担が大きすぎるといふ面もある。過重な入学試験出題の負担は、劣悪な研究環境につながり、優秀な教員スタッフを集める競争に関してはネガティブに働く。国際的にみて、個別の大学が入学試験を実施する国は非常に例外的である。すでに、平成 14 年度レポートで指摘したように、フランスでは高校卒業資格試験であるバカロレアに合格することで、大学入学資格が与えられ、アメリカ合衆国では、GPA などの高校在学時の成績とともに、SAT[®]や SAT II[®]、あるいは ACT[®]という全国規模の試験の成績が入学許可判定時に活用されている。このように、高校卒業資格試験・大学入学資格試験などの共通試験の成績と高校における成績で入学許可を与えるのが、ほとんどの国の大学入学制度であり、この点で日本の大学教員の入学許可への関与は国際的にみてあまりにも重いと言ってよい。

※SAT、SATII は、Educational Testing Service (ETS) の、ACT は、ACT, Inc の登録商標です。

2. 提言

大学入試制度の改善施策は、『21 世紀の大学像』と『入試の改善』の 2 つの答申において、すでに提案されている。その主要な点は、大学入試センター試験の資格試験的な取り扱いを推進することと、多様な能力や個性を評価するために、いわば合衆国型のアドミッション方式を採り入れることである。これに付随して、選抜方法の多様化、受験科目と内容の適正化、外部試験の利用など細部にわたる提案が数多くなされているが、全体を通じて、大学入試センター試験実施を前提とする国公立大学の入試改革が意図されており、私学の実情は十分に配慮されていないという印象を強く受ける。特に、現今の私立大学の状況を考慮し、その入試の改善に向けて、ここでは以下の 3 点を提言したい。

【提言 1】 大学入試センター試験の活用へ向けた改善

入試科目を増やすとしても、各私立大学が個別に対応しなければならないとすれば、当該科目の出題担当者がいない場合、実現不可能である。しかし、全大学共同で共通試験を実施するならば、以前から指摘されてきているように、大学の序列化という新たな問題を生じさせる危険性はあるとしても、少なくとも入試科目増は無理なく実施できる。現在、

わが国では大学入試センター試験が、唯一そのような共通試験にあたる。とは言え、建学の理念に基づいて個性的な教育を行うことを校是としている私立大学にとって、センター試験に関わる問題点はいくつかある。とりわけ、センター試験は、現実的には国公立大学の平均的受験者を相当程度意識した単一の設計がなされているため、個々の大学に対しては問題の質やレベルが合わない場合が多い。競争力のある国公立大学では、それを補うために、必要かつ重要な科目に対して2次試験を行うことが多い。しかし、現在個別の入試を併せ行っている私立大学では、今以上のコスト負担は困難であろう。その解決策として、センター試験の、少なくとも主要科目について質とレベルを異にする複数種別の試験を用意することを、私立大学側から、国や大学入試センターに提案することを考えたい。このような改善がなされるならば、センター試験を国公立大学が個々の事情に応じて利用できる入学者選抜試験とすることができるだろう。また、今後、前記大学審議会の答申の意図をさらに進めて、センター試験を、国公立大学共通の大学入学資格試験として再構築することができるならば、AO型入学制度下で受験生の学力担保にも利用できるなど、その用途はさらに広がることが期待できる。

【提言 2】成績調査書の利用の研究

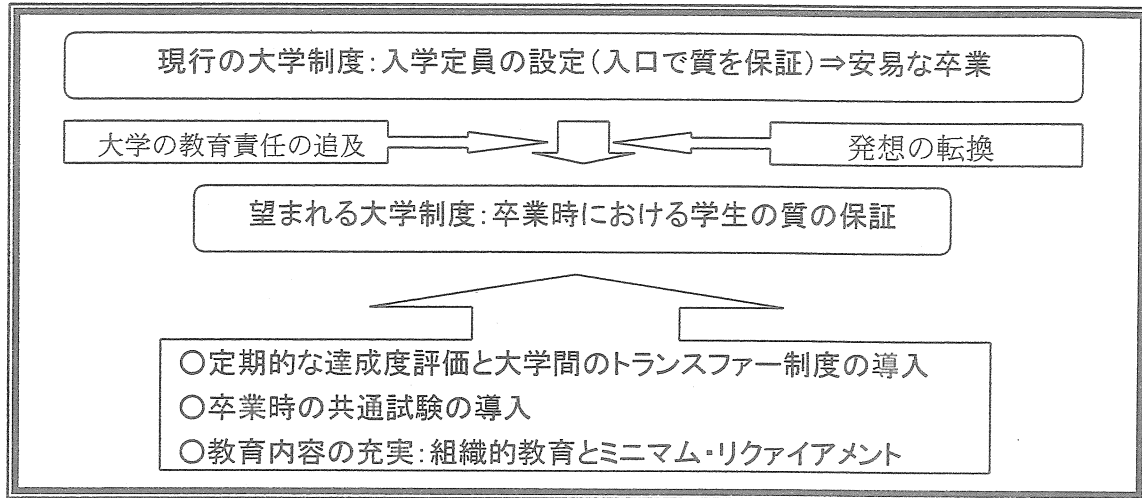
(推薦入試・AO型入試において、入学者の質を保証する仕組みの検討)

高校における成績調査書の利用は、一般的にあまり進んでいないように思われる。高校間の格差が大きいというのが、その主たる理由であろうが、調査書自体が決して計量的に利用しやすい形で作成されていないからでもある。受験生に対して厳格な履修を求めるために履修科目指定を行うことも重要になるかもしれない。アメリカでは高校4年間において志願者に対して履修科目の単位数の下限を指定している。例えば、高校4年間において数学を3単位以上、英語を4単位以上という形で履修に関する条件を加えている。このような制度があれば、調査書の持つ意味のばらつきを抑えることができる可能性がある。この種の施策は、日本的AO型入試を続けるならば、今後さらに重要になるだろう。中期的には、研究指定校・学部を設けて、成績調査書と学部における学業のパフォーマンスの関係を調査研究することも本連盟の重要な事業となろう。その結果が広く公表され、のちに提言する大学と高校の協議の場で緊急の課題として論議されるとともに、AO型入試や推薦入試等、学力考査を伴わない試験のあり方自体が検討され、それらの改善に結びつけられなければならないことは、もちろんである。

【提言 3】日本私立大学連盟全体の方向性の策定

国公立大学が入試科目数を増やしつつあるため、私立大学全体が入試科目を増やしやすいう状況になってきた。私立大学全体が取り組めば、個々の大学が受験者数減少というリスクを負わずに、入試科目数を増加させることができるようになるだろう。また、推薦入試やAO型入試においても、入学決定を過度に早期化しないよう私立大学全体で協約を制定することも考えるべきであろう。今後の18歳人口の減少に伴って、大学入学における学力試験は、現在のような競争的性格を失うことになることは確かである。しかし、大学入試を必要以上に安易化させ、若者の学習意欲をそぐことのない施策を採ることは、わが国の大学生の大半を受け入れている私立大学の使命であり、日本の教育の健全化のためになされなければならないことだと言わなければならない。

II. 入学時の質の保証から卒業時の質の保証へ



1. 大学生の質の保証

(1) 大学入学者の多様化

「I」で述べたように、日本の高等教育の再構築を考えると、最初に考えなければならないのは、いわゆる「入口」に見られる諸問題である。少数科目入試は、高校教育における選択制の増大と相俟って、日本の若者に、きわめて早期から限られた範囲での勉学のみを行えば足りるとするような状況を容認し、場合によっては高校入学時から文系と理系の乖離を助長してきた。また、学力考査を伴わない推薦入試やAO型入試の普及は、高校で物理学を学習してこなかった者が物理学科に入学し、生物学の基礎知識を持たない医学部生を誕生させるなどの、かつては考えられなかった状況を生じさせている。

さらに、推薦入試やAO型入試によるあまりにも早い入学決定は、特に高校3年生後期における勉学のモチベーションを喪失させ、一言で言えば、きわめて狭い知識しかもたず、現代社会にあって持つべき教養を持たない大学入学生を増加させてきている。それでは、考える力やコミュニケーション能力はどうかと言えば、「ゆとり教育」の意図に反して、基礎知識の欠如から、これも身につけていない者が多い、というのが現状であろう。

(2) 入試の適正化

生徒・学生の勉学に対するモチベーションを持続させながら、大学教育をいかに円滑に後期中等教育と接続させるか、そのための施策として、まず入試改革の必要性が感じられる。入試を適正な形に改革することについては、すでに「I」の3つの提言で述べた道筋に沿って早急に対策を講じなければならないことは確実だが、少子化という現況の中であって、入試の厳正化を主体とした改革は個々の大学では対処しがたい。少なくとも私立大学全体での協調が必要となるが、これとても合意形成に困難が伴うことが予想される。これに加え、短期大学や専門・専修学校からの編入学生、生涯教育の推進に関わる社会人学生の受け入れ等の必要性を考えると、大学入学者全員に対して、一定の学力保証を要求することは重要であるとしても、これを一律に実行することは、現実には困難であると言わざるをえない。

(3) 大学の責務としての質の保証

ひるがえって大学教育改革の本旨に鑑みるならば、教育そのものの質を保証することが中心課題であり、そのために何をなすべきかは、まず、大学教育そのものの中で問い直されなければならぬだろう。かつて日本の大学は、「入学は困難だが卒業は易しい」と言われ、「大学＝レジャーランド」なる論議まで噴出した。大学のレジャーランド化には一応の歯止めはかかったものの、熾烈な受験競争が終焉した今、「入学も卒業も易しい」大学が現出することになったことは否めない。これを是正し、また、入学者がきわめて多様であるという現況を受け入れながら、大学教育を現実的に即して展開し、学生の質を保証する体制を構築しなければならない。

しかし、多様な質を持った学生に対して保証すべき質は、決して一様化することができないのも確かである。また、私立大学には固有の建学の理念や教育思想があり、これは各大学の個性として掲げられるべき旗幟であって、全大学の学生に一律の質を要求することは、かえって不毛であろう。各大学の理念に沿った教育を施し、各大学の個性を発揮させるとともに、学問分野ごとに、一定のグローバル・スタンダードが達成できるよう全大学共通のミニマム・リクワイアメントを定めて教育を行うこと、そして、これらの基盤の上に立って、学生の個性的な質を確保するという、多次元的な構造を確立することが、今後求められるのではないと思われる。

2. 提言

学生の卒業時の質を確保するという視点から大学教育の改善を進めようとする姿勢は、すでに『21世紀の大学像』において、明確に述べられている。しかし、そのための方策として挙げられたのは、厳格な成績評価1点に尽きると言っても過言ではない。この答申では、その結果生じるであろう留年生による収容定員超過に対しては、「大学の設置認可や私学助成の際に弾力的に取り扱うことが適当」としているが、このような補完的施策は未だに実行に移されていない。そのためか、残念ながら、卒業時の質の確保ないしは保証というのは、掛け声だけに終わっているというのが現状だろう。卒業時の質の保証を実行するためには、以下に述べるような制度的な仕組みが必要であると考え、ここでは、教育現場から考えた具体策として、以下の5点を提言したい。

【提言 4】 入口管理から出口管理へのパラダイムシフト：卒業資格認定の厳正化

上に述べたような意図のもとに、入学者の質の保証を確保することも必要であるが、発想を転換させ、卒業時に質を保証するというシステムに、大学教育を転換させることを提言したい。大学が、自らが必要とする人材を選んで入学させる時代は終わりつつある。反対に、卒業時に社会から選ばれる人材を輩出できるよう、各大学が卒業時に厳正な卒業資格認定を行うことが必要であり、また、これに伴って以下の諸点についても、その実施を検討すべきであろう。

【提言 5】 定期的な達成度評価と柔軟な大学間トランスファー制度の導入

卒業時の資格認定を厳格に行うためには、入学以来、学生の達成度評価を定期的に行って、学生の個性や達成度に見合った綿密な指導体制を敷くことが必要となる。その際、当該大学の教育理念や方法と不整合を来し、卒業できる可能性が低い学生が生じた場合に適切な手当てを行うこともまた必要となる。そのためには、大学間の協力が不可欠であって、自己の興味と

達成度に見合った他の大学に編入学できる、柔軟な大学間トランスファー制度の導入を検討することが大事であろう。

『接続の改善』ならびに『グローバル化』の2つの答申では、「高等教育システムの柔構造化」、「学生の進路選択幅の拡大」について提案がなされている。ここで言うトランスファー制度と類似しているように見えるが、両答申では社会人入学、編入学という、入口から見た提案がなされているのみであり、本提言とはその趣旨を異にしたものであることを付記したい。

【提言 6】卒業時の共通試験の導入

大学が、卒業生の質を、社会（進学者については大学院、就職者については企業）に対して客観的な形で保証できるよう、アメリカ合衆国で行われている GRE[®]に類した共通適性試験を、卒業時あるいは卒業後に導入することも検討する必要がある。これについては、その社会的影響等に関する調査を含めて、まず本連盟において検討を進めなければならない。実施にあたっては、国公立大学も視野に入れて、国や関係諸機関との協議・調整が不可欠となる。

※GRE は、Educational Testing Service (ETS) の登録商標です。

【提言 7】教育内容の充実：組織的教育の推進と共通のミニマム・リクワイアメントの設定

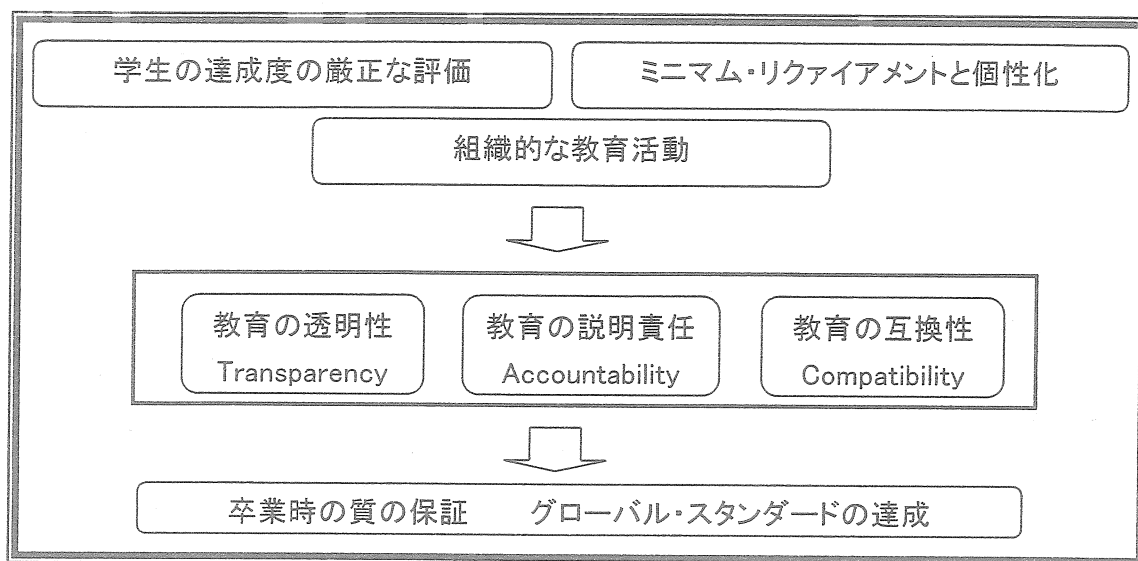
卒業時の質の保証とは単に卒業試験を厳格化するというのではなく、各大学がグローバル・スタンダードを視野に入れて、組織的に教育を行うことを意味する。これについての詳細は次項（「Ⅲ」）で論議したいが、各分野でミニマム・リクワイアメントが設定できるならば、前記の共通試験も、分野ごとに実施できる可能性が考えられるはずである。

【提言 8】「卒業定員」の設定

以上のような考えを徹底すれば、入学定員をまず設定するのではなく、卒業定員、すなわち、各大学の教育力を適正に自己評価して、一定数の学生を、責任を持って教育し、毎年必ず卒業させるとともに、それを超える学生は安易に卒業させないという数を定めるのが、教育責任を確実に果たすという意味からは、先決であると思われる。卒業定員の設定とはいささかドラスティック過ぎる響きを持つかもしれないが、国の高等教育政策から言っても、また大学卒業生を受け入れる社会から見ても、必要なことは、社会の各分野に大学卒業生を何人供給するかであって、大学のどの学部・学科に何人入学させるかではないはずである。要するに、国や社会が要請する人材を、責任を持った形で輩出することが教育機関の責務であり、入学者数はむしろこれに付随して決定される従属変数であるべきだというのが本提言の意味である。このような形で発想の転換を行ってこそ、大学本来の教育は円滑に実行できるのではないかと思われる。

なお、答申『接続の改善』においては、「例えば、入学定員という概念をなくし、希望者は原則として入学させた上で、入学してからの選抜により、入学後に一定数の学生を退学させるような方法が良いという考え方がある。しかし、このような方法を採用した場合、収容定員を大幅に超過する大学が生じる事が予想され、このような事態を回避するために、長期にわたる入学待機が必要となり、結局は、選抜による入学制限につながるものと考えられる」として、入学定員の撤廃を否定的に扱っていることは注目しなければならない。しかし、本提言で言う卒業定員の設定は、入学者を無制限に受け入れることではなく、上記答申の見解には抵触しないものである。入学者数は、卒業定員に従って決定されるべきことを主張しているのであり、これに加えて、【提言 5】で述べたトランスファー制度が機能するならば、答申に述べられたような事態は決して生じないことを、付け加えておきたい。

Ⅲ. 学生の達成度評価とミニмум・リクワイアメントの標準化



1. グローバル・スタンダードとミニмум・リクワイアメント

(1) グローバル・スタンダード

ユニバーサル・アクセス、すなわち、進学希望のほとんどが、いずれかの大学に入学できるという状況が現出することに伴い、社会は、従来のエリート養成を目的とした大学制度下でそうであったような形で、大学卒業生に対して一律に一義的な価値を与えることはなくなった。このような状況において、大学が社会的認知を受けるためには、大学卒業生の質を保証する必要があることは、すでに前項において記述したとおりである。今や、大学教育体制の改革は不可避となったと言える。

大学教育におけるグローバル・スタンダードとは、その質を保証するための基準である。学生の質を卒業時において保証するための基準は、当然各大学で定められるべきことであるが、恣意的な基準が使用されるのでは意味を持たない。大前提として、各大学が共通の認識を持つことが必要である。教育のグローバル・スタンダードは、透明性 (transparency)、説明責任 (accountability)、互換性 (compatibility) の確保にあると考えられる。そのためには、1) 教育目標、2) 教育手法、3) 評価法を明確にする必要がある。

- 1) 教育目標：各大学はその教育理念を明文化し、教職員、学生がそれを共有しなければならない。また、教育理念に基づいて、実現可能な一般的教育目標を設定し、それを具体化させた到達目標が作成される必要がある。
- 2) 教育手法：教育手法としては、設定した教育目標の分類上の性格に沿ったものが選択されなければならない。例えば知識の獲得を目標にするのであれば講義が主体となり、技能を求めるのであれば実習、問題解決能力を養成するのであればスモールグループ・ディスカッションなどが導入されることになる。
- 3) 評価法：評価法は教育手法に応じたものを選択することになる。知識は客観テストによって評価し、技能は実技試験ということになる。

このように教育目標が明確になれば、自ずと教育手法や評価法は決定されることになる。カリキュラムとシラバスは教育目標、手法、評価法を明記したもので、その作成は教育の透明性、説明責任、互換性、すなわちグローバル・スタンダードを確保する上で、重要な手段となると言えよう。

(2)先駆的試み:医学系のミニマム・リクワイアメント

ミニマム・リクワイアメントは最低限必要とされる教育目標であり、教育目標の透明性、説明責任、互換性を確保するためにはきわめて重要であり、各学問・教育分野において設定される必要がある。その先駆的試みとして、医学部では平成13年(2001年)、「医学・歯学教育の在り方に関する調査研究協力者会議」を中心としてミニマム・リクワイアメントが作成された。ちなみに医学部のミニマム・リクワイアメントは以下のような項目で構成されている。

- 1)医学教育モデル・コア・カリキュラム
- 2)準備教育モデル・コア・カリキュラム
(物理現象と物質の科学/生命現象の科学/情報の科学〔情報のリテラシー/統計の基礎/統計手法の適用/人の行動と心理〕)
- 3)リベラルアーツ(数学、生物、物理、化学、語学、他の人文社会学)

ミニマム・リクワイアメントに対しては、これのみが一人歩きするのではないか、大学の個性を失わせてしまうのではないかと懸念もあることも確かである。目標を統一することによって教育内容の自由度は低下するとも考えられる。だが、医学系では全体の2/3をミニマム・リクワイアメント、1/3を大学の独自性を発揮したカリキュラムを構成することになっており、この問題を回避することを可能にしている。

(3)その他の学系でのミニマム・リクワイアメント

ミニマム・リクワイアメント策定の動きは、現在、薬学系でも進行中であり、工学系のJABEEも、過度の統一を志向しているという批判はあるが、その模索であるとして評価したい。いずれにせよ、ミニマム・リクワイアメントを作成する際、その位置づけに関しては、十分に協議することが重要である。また作成主体についても、その後の運用を大きく左右するため、各学系が全国レベルで結集して、そのイニシアティブをとるべきであろう。ことに人文・社会系ではミニマム・リクワイアメントの作成が難しい面もあると考えられるが、教育内容の組織的な標準化は、ユニバーサル・アクセスの時代、大学が外部から評価され、グローバル・スタンダードの確保が求められる時代には不可欠のものであり、専門職大学院での教育内容も含め早急に全国的に協議し、その対応を図る必要がある。

社会科学の分野では、この動きはすでに始められている。日本経済学教育協会は、全国統一の経済学実力試験であるERE(Economic Record Examination)、ならびにEREミクロ・マクロを行っている。また、日弁連法務研究財団は、全国規模で法学検定試験を実施しており、法科大学院2年コース用には、法学既習者試験を実施することとしている。これらとは性格は異なるが、法科大学院への進学に課せられる適性試験も、アメリカ合衆国のLSAT[®](ロースクール用進学評価テスト)に範を採ったものであり、論理的推考能力を

はじめとする全般的なミニマム・リクワイアメントが意識されたものである。これに加え、経営学をはじめ、種々の学会で大学の標準教科書を策定しようとする動きがあることにも注目しなければならない。とりわけ人文科学の分野で教育のコンセンサスを図るのが難しいというのは、これまでその努力が行われてこなかったことの謂いではないかと思われる。しかし、それは成しうるものであり、また成されなければならないものであると信ずる。

※LSATは、Educational Testing Service (ETS) の登録商標です。

2. 提言

教育課程の改善とその点検・評価、授業方法・計画ならびに成績評価基準の明示、厳格な成績評価、そして大学が責任を持った授業運営等が必要であることについては、『21世紀の大学像』、『接続の改善』、『グローバル化』において、これまで繰り返し指摘されてきたことである。確かに、各大学はこれにそって個別的に改善の努力を行い、一定の成果は得られつつあるように見える。だが、グローバル・スタンダードという見地から大学教育の改善ないし改革を考えたとき、各大学における別個の取り組みは、すでに限界に達している感がぬぐえない。ここでは、日本の大学全体が、少なくとも私立大学全体が協働して取り組むべき課題という、新しい視点から、以下の3点を提言する。

【提言 9】各研究・教育分野でのミニマム・リクワイアメントの策定

すでに述べたように、特に人文・社会系諸分野では、これまでの経緯から、この種の共通目標の設定に抵抗があると思われるが、あらゆる学問・教育分野がグローバル化してきた現代において、その範疇から免れうるものはないという視点に立って、各分野で諸大学が協働して、それぞれの分野におけるミニマム・リクワイアメントを策定する努力をすべきであろう。この点において、全私立大学、少なくとも本連盟加盟大学の共同事業の推進が望まれる。それによって、わが国の高等教育のあり方を主導することが期待されるのである。

【提言 10】厳正な成績評価体制の確立

大学卒業生の質を保証するためには、厳正な評価が必要である。評価方法は教育目標によって自ずと決定される。評価についてもグローバル・スタンダードとしての透明性、説明責任、互換性が求められ、その信頼性、妥当性を常に考慮する必要がある。例えば客観テストに関しては、まず各設問について問題項目分析を行い、さらに合格水準の設定をこれまでの慣習から離れて最低合格水準法や修正イーベル法(14頁参照)などを導入するなどして、改善する必要がある。さらに各ユニットの合格水準にはGPA制などによって判定することが望ましい。技能や態度などの評価は実技試験で、あるいは学系によっては卒業論文等で評価することになる。その際にも一定の評価項目を作成し、評価者間の一致率を高める努力が必要であろう。

【提言 11】 大学教育の組織的な取り組み

ミニマム・リクワイアメントや厳正な評価への取り組みは、これまでの大学教育に見られた各教員に対する教育の丸投げといった状況に対する強い批判から生まれてきたものとも言える。社会からの大学教育に対する認知を得るためには、グローバル・スタンダードを基礎に、各大学さらには大学間での組織的な教育の標準化が不可欠であり、ミニマム・リクワイアメントやこれに基づく標準化された評価は、その強力なツールとなる。各大学で検討が必要であることはもちろん、本連盟のイニシアティブの下に、少なくとも加盟大学間で協議が開始されるよう提言したい。

※最低合格水準 MPL(minimum pass level)、Nedelsky 法

多選択肢試験問題について、受験者は不正解の選択肢をまず認知し、その不正解選択肢を除外した後に正解肢を推量するとの仮定に基づき、選択肢の難易度を分析的に検討し、最低合格水準を設定する手法である。具体的には次のような手順で行う。

1. 3名以上の複数のジャッジを選び、試験問題と各問題の選択肢に対応した難易度コード表を配布する。
2. ジャッジは各問題について設定された選択肢ごとに難易度の判定を行う。
難易度 X：正解選択肢 Xの値は2とする
難易度 2：合格と判定しうる最低限の能力を持つ受験者が、正解と判断できなくても許容できる不正解の選択肢
難易度 1：合格と判定しうる最低限の能力を持つ受験者が、正解と判断することも不正解と判断することもあると考えられる選択肢
難易度 0：合格と判定しうる最低限の能力を持つ受験者が、正解ではないと判断しなければならない選択肢
※ある選択肢について難易度が1以上2以下と考えられる場合は1.5と判定しても良い
3. 各問題について最低合格基準（MPI、Minimum Pass Index）を算定する。
$$\text{MPI} = \text{正解選択肢の値} : 2 / \text{各選択肢の難易度コードを合計した値}$$
4. 試験全体の最低合格基準（MPL）
$$\text{MPL} = \text{全問題の MPI 合計} / \text{問題数} \times 100$$
5. 各ジャッジの MPL を平均して合格基準とする。

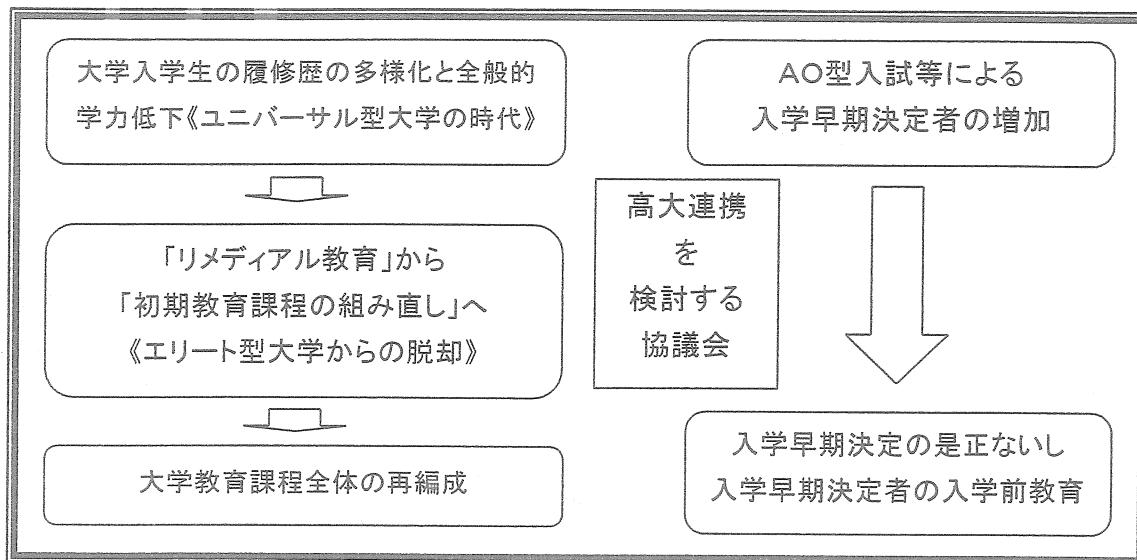
※修正イーベル法

MPLのように問題の各選択肢について難易度を判定するのではなく、問題単位に難易度判定を行う。またその問題が教育目標に対してどの程度重要であるかの判定もあわせて行う。具体的には、3名以上のジャッジが各問題について必要度と難易度を判定し、そこから到達基準と正答率基準を算定する。

(医学教育ワークショップ資料)

IV. 大学初期教育課程の再編と入学前教育

ーリメディアル教育からの転換



1. 大学入学者の現状

(1) 大学入試の現状と大学教育へ及ぼす影響

少子化と大学のユニバーサル化は、「I」で述べた初等中等教育や大学入試の問題と相俟って、大学入学者の層を確実に変化させた。すなわち、履修歴の多様化と全般的な学力低下をみるに至り、従来通りの形で大学教育を行うことを困難にさせてきた。特に、このような傾向を持つ入学者（高校卒業者）を、すべてとは言わないにしてもその一部を、「人物重視」という名の下に、学力による選抜を行わずに、推薦入試や、学校長推薦さえも必要としない、いわゆるAO型入試で早期に獲得しようとする傾向が近年ことに顕著になっている。AO型入試は、アメリカ合衆国に範を取ったものと言われるが、その実態はアメリカ合衆国の制度から大きくかけ離れている。すなわち、アメリカ合衆国においては、AO入試前に行われる、共通試験（SAT[®]、SATII[®]、あるいはACT[®]）によって、大学進学に適する学力と適性を担保しているのに対し、わが国では、学力や大学進学可能性に対する保証が一切ないまま、面接によってのみ入学者選抜が行われることが多くなってきたことが問題なのである。その結果、大学入学志願者は、すでに述べたように、勉学へのモチベーションを喪失し、高校3年生後期を、間違った意味での「ゆとり」を享受して過ごすに至っていることは、看過できない問題である。

さらに、本レポートの「II」で述べたように、進学する学部・学科の勉学に不可欠な基礎的素養を持たずに入学してくる学生が多くなったことも問題である。これは、高校における科目選択自由度の増大と、基礎的学力を等閑視する大学入学者選抜制度の相乗効果にほかならない。このように、現今の後期中等教育のあり方と、大学入試制度は、大学での学習に対する準備とモチベーションを喪失した若者を大学新入生として受け入れさせる国家的土壌を形作ったのである。それは、良きにつけ悪きにつけ、大学に対して新たな教育努力を強いることになった。

※SAT、SATIIは、Educational Testing Service (ETS) の、ACTは、ACT, Incの登録商標です。

(2)リメディアル教育の現状

「Ⅱ」ならびに「Ⅲ」で指摘したように、大学はグローバル・スタンダードを保持できるように、社会に対して卒業生の質の保証に努めるべきであり、その目的を達成できるように適切な教育課程を整備しなければならない。そのために特に必要なこととして浮上したのが、学力が低下し、多様化した多くの学生に対し、特に大学初期段階において、学科ないし学部の教育目標に沿って、組織的・体系的に基礎教育を施すことであった。いわゆるリメディアル教育である。

「ゆとり教育」と「自由な科目選択」の下に偏った教育を受けてきた学生、あるいは教育プロセスを二の次にした「入学生の早期確保」政策の犠牲の下に入学してきた学生は、十分な基礎知識を持たず、論理的思考能力も身に付けずにいる。そのため、多くの大学では、入学後、初期教育としてリメディアル教育あるいは補習教育を行わざるを得ない状況になっている。理想とはかけ離れているものの、このような動きは、現実を直視した対応策として容認せざるを得ない。1996年度に補習授業を実施した大学（国・公・私立を含む）は52校であったが、2001年度には171校（私立99校、国・公立72校：文部科学省ホームページ〔http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/14/11/021107.htm〕）に達している。未実施の大学の中でも実施の必要性を痛感し、実施を検討している大学は少なくない。あるいは、別の対策として、必須科目の既習組と未習組に分けた授業を実施している大学もある。2001年度に、このような授業を実施した大学は89校（私立59校、国・公立30校）に上っている。内容的には高等学校の科目の復習に相当するものを、大学の正規の授業として組み入れる場合と組み入れない場合があるが、いずれにせよ、このような事態が続けば、日本の大学の国際競争力には、将来がないという状況になる。

2. 提言

高校教育と大学教育の緊密な連携の必要性は、つとに『21世紀の大学像』が指摘している。この答申では、「入学者選抜において大学教育に必要な科目については高等学校での履修を求める事」、「入学後に大学教育の基礎を教えるなどの工夫を通じて、後期中等教育から高等教育への移行を円滑に進める事」が必要であり、「大学教育を受けるのに十分な能力と意欲を有する高等学校段階の生徒に対し、大学レベルの教育に触れる機会を広く提供することが望ましい」と述べられている。『接続の改善』は、高大連携の具体的方策として、大学の授業を高校生に受講させ、「科目等履修生制度」を利用して単位を認定させることや、大学での模擬授業や体験入学の実施、大学入学後の補習教育や学習方法・技術の教授をはじめ、多岐にわたる提案を行った。実際、多くの大学がこれらを実施してきているが、注意しなければならないのは、ほとんどの方策が、現行の教育課程を維持したまま、高校生を大学に引き寄せるといった視点に基づいていることである。しかし、このような、大部分を大学が一方向的に引き受けるような対症療法のみでは、現状を改善することは覚束ない。重要なのは、高校教育と大学教育を制度的に接続させることであろう。ここでは、このような視点から、3つの提言を行う。

【提言 12】 高大連携協議会の設置

これまで、大学がユニバーサル化し、かつ入試の科目数や時期などの制度に関する問題が山積していること、その結果として、大学は十分な学力や思考能力を身につけないまま入学する学生を甘受しているのが現状であることを指摘した。これらの諸問題は、国の教育行政の一環として、あるいは高等学校と大学が連携して是正する必要があるが、根本的に解決するまでは現状をとりあえず容認し、対応を考えざるを得ない。しかし、現実の諸問題を解決するために、少なくとも本連盟加盟大学とその附属高校を核として、高大連携協議会を設置して、対応を図ることが必要であろう。この種の協議会の設置は、『接続の改善』で提案され、すでに「大学コンソーシアム京都」が実施している。この試みを拡大し、日本の後期中等教育と高等教育のあり方を真剣に議論する場を作ることが肝要である。当面は、協議会での議論に基づいて、以下の施策を健全な形で実施することが必要となる。

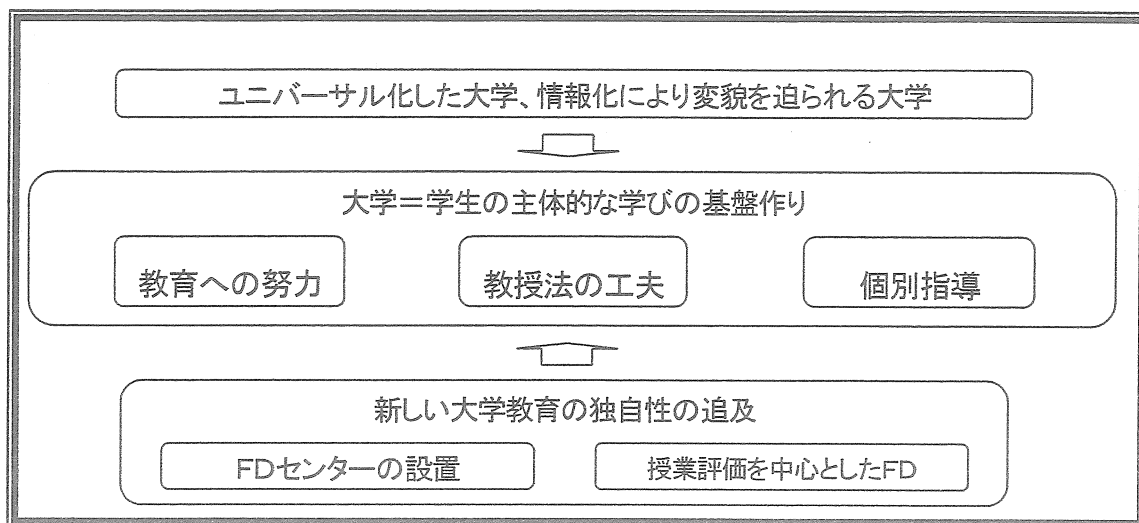
【提言 13】 入学前教育の施行

AO 型入試や特別推薦入試によって早期に入学が内定した生徒に対して入学するまでの期間にどのように教育するかがクローズアップされてきている。本来、入学を許可するということは、その生徒に対して大学教育を受ける資格があると宣言するものであるが、現実には異なっている。大学側の定員確保の戦略が優先されており、十分な学力を持たない生徒をも受け入れているのである。入学内定後、高校を卒業するまでの4～5カ月間、学習に対するモチベーションを持たせ、あるいは大学での学習にスムーズに移行させるために、この期間を有効に活用しようとするのが入学前教育である。この期間の教育を、近年業者に丸投げしようとする傾向が目立つが、それは、教育界にとって不健全極まることであることを強調したい。この問題は、前述の「高大連携協議会」を利用して、高校と大学の責任においてその対応を図り、後期中等教育と高等教育それぞれの教育責任をまっとうすべきである。

【提言 14】 大学(初期)教育課程の再編

大学はすでにユニバーサル・アクセスの時代に入っており、先に述べた学力不十分な学生の教育を、大学以前の問題に帰することは大きな誤謬であると考えなければならない。多様化した学生の最終的教育を履行する場が大学となったという現状を踏まえ、今後はリメディアル(補習)教育という観念を離れて、現実に入學してくる学生に適合した教育プログラムを正規のプログラムとして初期教育の段階に組み入れることが肝要と思われる。また、それを基準として、大学全体の教育プログラムを再構築すべきである。大学での教育をいかに行き、高校での教育をいかに行うか、また、国民の教養教育はいかにあるべきかを巡って、盛んに議論を起すべきである。この点でも、前記「高大連携協議会」の設立と、高大教員の共同事業としての、高大一貫教育の構築が待たれるところである。

V. 教員の意識改革の必要性と絶えざるFD活動



1. 大学教育と教員の現状

(1) 大学のユニバーサル化

かつて大学は、エリート教育の場であった。すなわち、大学は選ばれた者にとっての最高学府であり、そこに集う学生は、エリート教育を受けることのできる教養を持ち、コミュニケーション能力も思考能力も持ち、さらには常に充足されぬ知的好奇心を持ち、大学教員が語ることは、乾いた土に水が染み込むように、すべてを吸収したはずであった。それが、真実であったか否かはともかくとしても、大学教員の意識において、それは教育の前提であった。しかし、大学がユニバーサル・アクセスの時代を迎えるとともに、この言説は神話となった。入学動機は多様化し、学力が総体的に不足し、勉強が嫌いだと公然と言い放つ学生が多くなった。学生は、実用性を求め、あるいは私的な次元で、自らの関心の充足を求める傾向を強くし始めた。もはや、高度専門教育の場は大学院へ移り、大学は高等学校の次に位置する教育機関として高度な一般教育の場になることを余儀なくされたのである。

(2) 情報化と大学

ユニバーサル化の進展に加えて、急速な情報化も大学に変貌を迫っている。学校外で展開されるインターネットによる情報の交換は、高度な知識へのアクセスもサイバー空間で可能にし、高校・短大・大学という、空間的にも時間的にも固定化した教育施設の意味を変え始めたのである。大学の役割は、学生個々人の主体的な学びへ向けて、その基盤を提供するものとなる。今後は大学でしか成しえない新しい授業を、教員と学生の相互参画の下で運営することで、時空間の制約をもった大学は、はじめて意味を持つものとなろう。そのために、各教員は、授業法に工夫をこらし、個別指導を怠らず、不断に教育努力を重ねる必要がある。それは、教員に意識改革を迫っているのである。

(3) 教員の意識改革

以上のような意識改革が求められているのが現状だが、大学教員の意識改革は、残念ながら容易なことではない。意識改革を促す仕組みが必要である。例えば、「教員評価」システムを整備し、人事考課制度を導入することが考えられる。これは、契約制・任期制といった雇用形態と共に、現実的有効性があると思われる。すでにこれらを実施している大学もあろう。しかし、大学教員としてはまず、地道な「自浄」努力としてのFD活動がなければならない。FD活動は、言うまでもなく教員自身の

自主的、主体的なものでなければ意味をなさない。しかし現状ではFD活動への関心は、総じて高いとは言えない。むしろ、一般的にはかなり消極的なものであると言わなければならない。上に述べたように、現今の大学が置かれている状況から言って、大学教員にとり、FD活動は何か特別なこと、あるいは余分なことではなく、大学教員・大学教育の前提としての、必須で、しかも基本的な任務であるという認識が必要であろう。教員全体がFD活動に対し、正当な認識を持つようになるために、有効な「手立て」を考える必要がある。

2. 提言

この問題については、平成3年(1991年)に、大学の自己点検・評価を基本的な条項に加えて行われた「大学設置基準の大綱化」が策定・実施されて以来、日本中のすべての大学で、大学改革の軸として扱われてきた。『21世紀の大学像』も『グローバル化』も多くの紙数をこれに割いている。FD、すなわち教員の研修活動の活性化は、現在の大学の最重要課題であることは確かだが、全教員がこれに関わり、実効性を挙げている例はまだ少ないのが現状である。ここでは、先駆的な大学の例に倣って、次の2点を提案し、FDの具体的な展開に資することとしたい。

【提言15】大学内におけるFDセンターの設置とその絶えざる充実

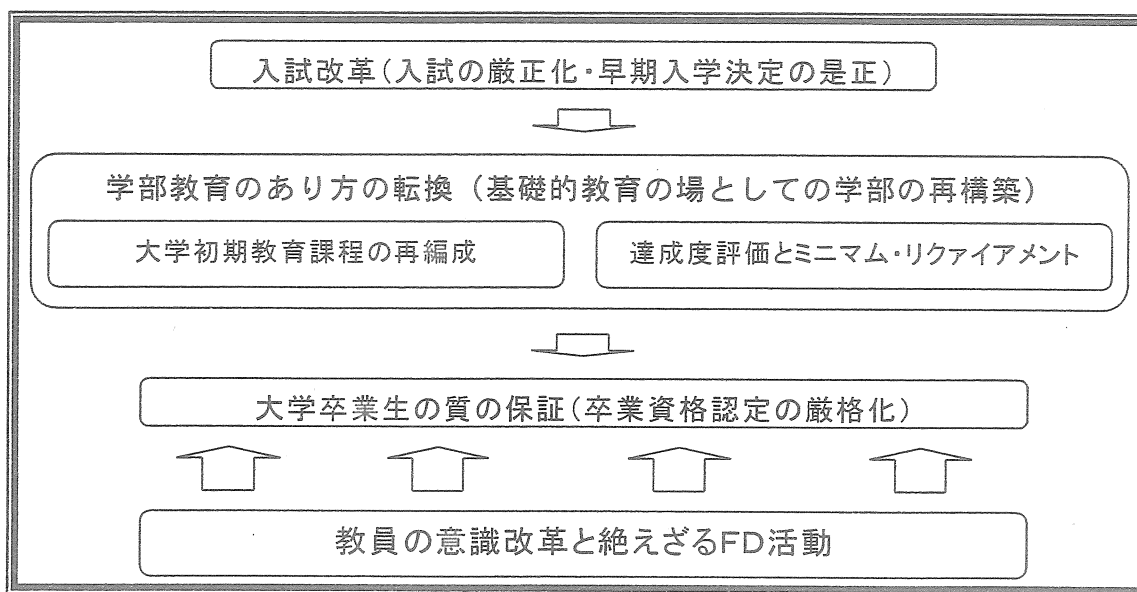
今やFDセンターは、経営や学務を司る重要な機関・施設と並んで、大学にとって必須の部署であるという認識が必要である。それに相応しい人的、経済的基盤を整え、常時活動を続けうるものでなければならない。視聴覚教育機器や情報機器の活用、ティーチング・アシスタント等複数スタッフによる授業法の開発、研修をはじめ、教員相互の授業参観、学生による「授業評価」、授業研究会、大学教育に関するフォーラムや講演会等の企画・運営・サポートと共に、そこでの成果や有益な情報を教員全員が共有し、刺激を与え合う「FD ニュース」等の定期刊行物の必要性が考えられる。教員全体を巻き込み、FD活動が日常的な、自明の営みとして誰の目にも明らかになるように、粘り強い、きめ細かい働きかけが必要である。

【提言16】FD活動の中心的要素としての、学生による「授業評価」の活用

内外の調査、研究によって、学生による「授業評価」は、一般に想像される以上に信頼しうるものであることが明確になってきた。「授業評価」の実施方法については、絶えざる改善の努力が必要であるが、評価項目や実施条件、結果の処理が適切なものであれば十分に有効であることが、先駆的な取り組みをしてきた大学の実績報告から明らかである。例えば、東海大学においては、本格的に学生による「授業評価」を実施してから、すでに10年近く経過しているが、評価項目のうち総合評価の全科目の平均値が、5点法で3.57(1993年度前期)から3.86(2001年度秋学期)に高まっている。グラフを見ても綺麗な右肩上がりの傾向が見られる。また、国際基督教大学においては、学生による「授業評価」の結果について、教員側から、授業中やweb上で学生に対し弁明や感想をコメントすることとしている。このような学生とのやりとりを通じて、授業に関する相互のコミュニケーションが活発になり、その結果、教員のFDへの関心が自然に高まりをみせ、また、学生側も授業への参加意識が高まってきているという報告がなされている。

学生による「授業評価」は、総じてまだ試行錯誤の段階にあると言えよう。現時点で有効でないとの判断を下すのは尚早である。先進的な大学に学びつつ、より適切なものにしていくよう改善の努力をすべきであろう。学生による「授業評価」は、FD活動の中心的な推進力となりうるものであり、また、さらに言えば、その「精度」を高めることによって、今は決め手を欠くと言われる「教員評価」、「教育評価」を実施する際に、必要不可欠なデータとして活用できると考えてよいだろう。

まとめ



本レポートでは、日本の高等教育の再構築を図るという視点から、現状の改善と改革を目指して、以下の5つの側面から都合16の施策を提言してきた。

- I. 入学生の質の保証を目指した入試改革（入学選抜の改善）
- II. 卒業資格認定の厳格化に基づく卒業生の質の保証
- III. 卒業生の質を保証するための、学生に対する厳正な達成度評価と、ミニマム・リクワイアメントの標準化
- IV. 高校と大学の協議を基に進められるべき、大学（初期）教育課程の再編成
- V. 教員のFDと意識改革の必要性

これらはいずれも、学部教育を旧態依然としたエリート教育、ないしは高度な専門教育という幻想から脱却させることを目指したものにほかならない。すでに高度な専門教育の場は大学院に移行しており、学部は基礎的教育を行う場として生まれ変わらなければならない。これは、大学のユニバーサル化の進展に合わせて、大学審議会や中央教育審議会が提言し、文部省・文部科学省が政策として進めてきたことである。さらにまた、これに対しては本連盟の加盟大学もそれぞれ努力を傾注してきたのであって、目新しいことではない。しかし、真の意味での改革が成就したかと言えば、いずれの大学にあっても、大きな壁の前で行き詰まりを感じているのが現状であろう。

本レポートは、この壁を、全国の大学、少なくとも本連盟加盟大学の協働によって乗り越えようとする提言である。現在の大学入学生、在校生、卒業生の状況を社会状況と照らし合わせてみる限り、もはや躊躇する暇はない。「I」から「IV」で論じた、私立大学協調の試みを実行に移すことが必要であろう。

しかし、真の意味での高等教育の再構築は、制度的な改革のみで成しうるものではないことも、また事実である。教育を支える根幹は、制度や組織ではなく、意思と心を持った「人」であることを忘れてはならない。その意味で、言い古されたことではあるが、「V」で述べたような教員の意識改革とFD活動の積み重ねが何にも増して必要なのである。

さらに言えば、大学は教員のみによって運営されるものではない。教員のパートナーとして、いやむしろ、大学経営の専門家、アドミニストレーターとしての職員の役割が、今後はこれまでも増して重要になってくることが、各方面から指摘されている。このように考えれば、FDとともに、SD（職員研修）をいかに活性化するかが、大学教育改革の成否を決定することになる。これらの点についても、本連盟加盟大学が有効な事例やアイデアを互いに提供し合いながら、個々の大学の壁を越えて経験と知恵を蓄積し、日本の高等教育の再構築のために前進していくことが期待される。

教育研究委員会委員名簿

担当理事	高 祖 敏 明	上 智	理事長
委員長	菅 野 卓 雄	東 洋	理事長
委員	立 脇 徳 松	同 志 社	工学部教授
	堀 江 拓 充	法 政	常務理事・文学部教授
	山 本 浩	上 智	学事部長・文学部教授
	大 野 功 一	関 東 学 院	学長
	浅 野 考 平	関 西 学 院	副学長・理工学部教授
	黒 田 昌 裕	慶 應 義 塾	常任理事・商学部教授
	原 田 園 子	神 戸 女 学 院	学長
	島 田 眞 久	大 阪 医 科	学長
	加 藤 直 人	日 本	学務部長・文理学部教授
	松 本 亮 三	東 海	学長室長・文学部教授
	小 口 彦 太	早 稲 田	理事・法学部教授

教育研究分科会委員名簿

主 査	松 本 亮 三	東 海	学長室長・文学部教授
委 員	松 田 高 志	神 戸 女 学 院	文学部教授
	戸 瀬 信 之	慶 應 義 塾	経済学部教授
	米 田 博	大 阪 医 科	神経精神医学教授
	中 下 俊 夫	東 海	教育支援センター長 電子情報学部教授

(2004年3月現在)

社団法人日本私立大学連盟加盟大学一覽

(123大学 2004年3月現在)

愛知大学	城西国際大学	明治学院大学	仙台白百合女子大学
亜細亜大学	順天堂大学	宮城学院女子大学	専修大学
青山学院大学	関西大学	桃山学院大学	芝浦工業大学
跡見学園女子大学	関西医科大学	武蔵大学	白百合女子大学
梅花女子大学	関西学院大学	武蔵野美術大学	園田学園女子大学
文教大学	関東学園大学	長崎外国語大学	創価大学
中央大学	関東学院大学	名古屋学院大学	大正大学
中央大学	活水女子大学	南山大学	拓殖大学
獨協大学	慶應義塾大学	日本大学	天理大学
獨協医科大学	恵泉女学園大学	日本女子大学	東邦大学
同志社大学	敬和学園大学	新潟産業大学	東北学院大学
同志社女子大学	神戸女学院大学	ノートルダム清心女子大学	東北公益文科大学
英知大学	神戸海星女子学院大学	大阪学院大学	東海大学
フェリス女学院大学	國學院大学	大阪医科大学	常磐大学
福岡大学	国際大学	大谷大学	東京医科大学
福岡女学院大学	国際武道大学	立教大学	東京慈恵会医科大学
学習院大学	国際基督教大学	立正大学	東京情報大学
学習院女子大学	駒澤大学	立命館大学	東京女子大学
八戸大学	皇學館大学	立命館アジア太平洋大学	東京女子医科大学
白鷗大学	甲南大学	龍谷大学	東京経済大学
姫路獨協大学	高野山大学	流通科学大学	東京農業大学
広島女学院大学	久留米大学	流通経済大学	東京歯科大学
広島修道大学	共立女子大学	西武文理大学	苫小牧駒澤大学
北海道東海大学	京都産業大学	聖学院大学	東洋大学
法政大学	京都精華大学	成城大学	東洋英和女学院大学
兵庫医科大学	京都橘女子大学	聖カタリナ女子大学	東洋学園大学
石巻専修大学	九州東海大学	成蹊大学	豊田工業大学
岩手医科大学	松阪大学	西南学院大学	津田塾大学
実践女子大学	松山大学	清泉女子大学	早稲田大学
上智大学	松山東雲女子大学	聖心女子大学	四日市大学
城西大学	明治大学	聖和大学	

(大学名ABC順)

日本の高等教育の再構築へ向けて〔Ⅱ〕:16の提言
《大学生の質の保証－入学から卒業まで－》

2004年3月31日 発行

編集者 教育研究委員会
担当理事 高 祖 敏 明
委員長 菅 野 卓 雄
教育研究分科会
主 査 松 本 亮 三
発行所 社団法人日本私立大学連盟
〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-25 私学会館別館
電話 03-3262-3603 FAX 03-3262-3604
印刷所 株式会社ソーラン社
〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町16-8 共同ビル
電話 03-3666-7841 FAX 03-3666-1800

© 無断転載はご遠慮ください。